

議 案 第 22 号

摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
摂津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市手数料条例の一部を改正する条例

摂津市手数料条例（平成12年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条第11号の表キの項中「110,000円」を「98,000円」に改め、  
同表ケの項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。